

久米南町立神目小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月

いじめに関する現状と課題

- ・本校のいじめ件数は、昨年1年間で6件である。日々の生活の中での児童間のトラブルや、悪口を言われたりつらい思いをしたりする児童の人数はまだ多いと考えられる。
- ・少人数でクラス替えがないため、人間関係が固定化する傾向があり、強い立場や弱い立場の児童がおり、いじめの素地が生まれやすい。
- ・現在、生徒指導担当を中心に、未然防止の取組をより強く推進している。行事や日々の生活の中で、積極的な生徒指導に取り組み、学校の目指す子ども像に向け、指導を続けている。また、いじめの早期発見、適切な対処のために、月に1回のアンケートを実施したり、学期に1回児童との教育相談を行ったり、毎月の職員会議で児童の情報交換の時間をとったりしている。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるために、高学年が活躍できる機会を設け、自己有用感や充実感を持たせる。
 - ・学校をあげた横断的な取組を推進するため、問題が発生した際には、生徒指導委員会を立ち上げ、担当以外にもそれぞれの学年担任や教務主任、養護教諭を交え、それぞれの立場からいじめ問題の解決のための取組を行う。
 - ・いじめの早期発見のために毎月アンケートを実施し、教育相談機関と連携を取り、教職員間で得られた情報の共有を図る。
- <重点となる取組>
- ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修や保護者対象の研修を実施する。
 - ・年間を通して、人権担当や生徒指導担当を中心とした取組を行い、いじめを許さず、積極的に「ふわふわ言葉」を使おうとする意識の高揚を図る。
 - ・友達の良さや自分の良さを認め、それを友達に伝えられるような場を常時設定し、児童全体の自己肯定感や自己有用感が高まるようにする。
 - ・児童のインターネット利用実態を踏まえ、各学年で全ての生徒に対して情報モラルに関する授業を計画的に実施する。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・学校の基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会や学級懇談を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
- ・学校評議員や学区見守り隊の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のためのPTA対象の研修会を実施する。
- ・学校便りやPTA会報に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

<対策委員会の役割>

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応

<対策委員会の開催時期>

- ・年3回程度(随時開催)

<対策委員会の内容の教職員への伝達>

- ・直後の職員会議か職員朝礼で全教職員に周知

<構成メンバー>

- ・校外
学校評議員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- ・校内
校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、養護教諭、各担任

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

- ・美咲警察署
- ・久米南町教育委員会

<連携の内容>

- ・非行防止教室の実施
- ・連絡会議の開催

<学校側の窓口>

- ・教頭 生徒指導主事

<連携機関名>

- ・学区見守り隊及び青パト隊

<連携の内容>

- ・登校中の児童の様子について情報交換

<学校側の窓口>

- ・教頭 生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

①

いじめの防止

- (教員研修)
 - ・教職員の指導力向上のための研修として、年度初めに事例研修を行い、何か問題が起こりそうな状況でどのように子ども達と関わるか等について考える。
- (児童会活動)
 - ・人権週間において、児童会主催の、児童自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。
 - (居場所づくり)
 - ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
 - (情報モラル教育)
 - ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも情報発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において年間1時間行う。
 - (特別活動)
 - ・いじめを考える週間に、全校で「いじめ防止川柳」をつくり、児童の人権意識を育てる。
 - ・友達の良さや自分の良さを見つけ、それを全校に見える形で掲示する場を常時設定し、他者のがんばりや良さを認めたり自分のがんばり良さを知ったりできるようにする。

②

早期発見

- (実態把握)
 - ・児童の実態把握のためのアンケートを毎月実施し、年3回の教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。
- (相談体制の確立)
 - ・全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。
- (情報共有)
 - ・児童の気になる変化や行為があった場合、5W1Hで記録し、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。
- (家庭への啓発)
 - ・家庭学習・ノーメディア週間等の取組により、親子の会話時間を増やすことで、家庭での積極的ないじめの認知につながるようにする。

③

いじめへの対処

- (いじめの有無の確認)
 - ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受け、その可能性が明らかになったときは、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (いじめへの組織的対応の検討)
 - ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。
- (いじめられた児童への支援)
 - ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。
- (いじめた児童への指導)
 - ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。